



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

埼玉県川口市飯塚一丁目 18 番 8 号
株式会社 アドミラルシステム
代表取締役会長兼社長 丸山 治昭
(コード番号: 2351 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役 青木 邦哲
(Tel:048-259-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について平成 21 年 6 月 20 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行されたこと及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 当社の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規程のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれらを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規程を設けるものであります。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 20 日
定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 20 日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入 2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売 5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作 6. インターネットのアクセスサービス業 7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用 8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務 9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務 10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務 11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施 12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務 13. 経営コンサルタント業務 14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング 15. 労働者派遣事業 16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング 17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び製作 18. 集金の代行業務 <p>(新設)</p> <p><u>19.</u> 前記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入 2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売 5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作 6. インターネットのアクセスサービス業 7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用 8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務 9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務 10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務 11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施 12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務 13. 経営コンサルタント業務 14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング 15. 労働者派遣事業 16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング 17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び製作 18. 集金の代行業務 <u>19. 貸金業</u> <u>20.</u> 前記各号に附帯する一切の業務 <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第7条 (省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社の株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第11条～第53条 (省略) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>第6条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第10条～第52条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>